

まず、日程第15、議案第25号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長報告は、修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第38号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第38号は、委員会の修正案のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成19年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案7件、及び請願2件について、審査をいたしました経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め、

開催しております。

それでは、議案第23号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の設定について申し上げます。

本案は、新たに建設した伊佐沢コミュニティ施設を運営するに当たり、設置及び管理に必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長から、条例設定に当たっては、道照寺平コミュニティセンター条例を参考としたが、完成後は伊佐沢地区公民館として使用していただくことから、公民館設置条例との整合性も図っている。内容的には、各地区公民館同様に営利目的での貸し出しも行い、使用料についても減額または免除の規定を設けている。ただし、使用料の設定に当たっては、設備面等でほかの公民館よりもよくなっていることから20%程度のアップの料金とし、利用者が使用しやすいように1時間単価としているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り委員からは、使用料の減額または免除の要件は、どのようなものかとの質疑がなされ、農林課長からは、子供会や老人会などの社会教育団体にあつては半額免除とし、伊佐沢地区民の団体使用については免除となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、和室の会議室が大・小と分かれているが、オープンスペースとしての利用が可能なのか。そして、その場合の使用料はどうなるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、オープンスペースとしての利用は可能である。和室・大というのが2部屋を一緒に使用した場合で、使用料は1時間100円、和室・小というのはそれぞれ1部屋ずつ使用した場合で、1時間80円であるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、使用者の損害賠償について詳しく聞きたいとの質疑がなされ、農林課長からは、損害賠償については、故意に建物や設備器具等を壊したり、展示物を汚した場合など、

通常の使用による場合を除き、あくまでも故意または重大な過失があった場合を想定しているものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号 長井市農村地域活性化基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市財政運営の効率化を図るため、基金に属する現金を会計間を越えて繰りかえ運用できるようにするため提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長から、現在、基金には1,023万2,866円が積み立てられているが、このたびは、このうち1,000万円の繰りかえ運用を予定しており、繰り戻しについては、据え置き3年で22年度から28年度まで、また、繰りかえ使用に係る利率については、市中金融機関の1年ものの定期預金金利を参考にさせていただくとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この活性化基金は、どのような使い道が予定されていたのか。また、どのような運用がなされてきたのかとの質疑がなされ、農林課長からは、当該基金は、中山間地域の景観保全が主な目的となっており、そのための地域活動等を支援するための基金であるとされているが、長井市では積み立てているだけで、これまでに具体的な事業に使ったという記録はないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、基金の繰りかえ運用は慎重を期すべきであり、基金を当てにしているの予算編成は、危なっかしいやり方である。目的基金は、いつ、どんな形で必要になるかわからないものであり、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、長井市の財政状況を見た場合、今回の繰りかえ運用についてはやむを得ないものであり、本案に賛成であるとの意見が

出されたところであります。

採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国土交通省が実施した都市再生街区基本調査の成果等が長井市に移管されることに伴い、その成果品交付を行うに当たっての手数料を定めるため、提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長から、中央地区に設置されている街区基準点の公表座標をデータとして公表し、これらのデータを交付して、その手数料を徴収するために、データの種類に応じた手数料を定めるものである。なお、このデータの交付に当たっては、用地測量の精度や作業効率が上がると確信しており、住民サービスの向上に結びつくものと考えているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、議案第36号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この二つの議案については、農業集落排水事業並びに下水道事業の財政健全化を図るため、使用基本額の改定を行うべく提案されたものでありますが、関連があることから、一括して審査を行ったところであります。

審査に当たり、建設課長から、下水道使用料については、供用開始以来これまで2回の料金改定を行ってきたが、歳入における使用料収入の割合は低く、資本費算入率も県内で最も低い状態にあり、これらが長井市財政を圧迫している一因にもなっている。このような背景のもと、下水道財政の健全化を目指すため、公共下水道事業運営審議会に対し10.7%の増額改定を諮問

したところ、ひとり暮らしの高齢者世帯に配慮した料金体系とするため、基本料金の改定率を低く抑えて、平均改定率9.69%の値上げが妥当であるとの答申を受けたので、答申どおりの料金に改正すべく提案したものである。

農業集落排水事業についても、下水道事業における考え方と同様に、下水道使用基本額と同額の改正を行うものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員から、高齢者世帯への配慮とはどのようなものかとの質疑がなされ、建設課長からは、高齢者ひとり暮らしの場合の排除汚水量は、大体1カ月に5ないし6立方であるので、排除汚水量11立方以上については、10立方当たり200円程度の値上げとしているが、基本料金となる基本排除汚水量10立方当たりの値上げについては、100円程度に抑えるというものであるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、農業集落排水や下水道の整備には多額の資金を投入し、維持管理には多額の経費を要していることから、財政を圧迫している。しかるに、使用料収入は大分低く、国庫補助金の削減や地方交付税の減少で、一段と厳しい状況になっており、今回の改定は理解されるものであり、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、下水道事業が長井市財政の重荷になっていることは承知のことであるが、加入率が低いままで料金改定を行うのに、市民の理解が得られないのではないかと。よって、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、議案第35号及び議案第36号の両案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、有料公園入園料の見直しに伴い、あ

やめ公園入園料の改定を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長から、あやめ公園の入園料は、昭和61年に改定して以来、約20年間消費税相当額の値上げだけにとどめてきたが、公園の維持管理費に見合う収益を目標とするという基本的な考え方のもとに、提案させていただいたものである。

改正内容は、大人520円を700円に、子供210円を300円とするものであるが、団体料金については、旅行会社の商品企画の関係などから、改定対象とはしない。また、飯豊町のゆり園との共通券については、団体利用が多いことから改正は行わず、文教の杜共通券については、現行600円を750円程度にしたいと考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、過般の一般質問で、値上げだけではなく内容を充実していくと市長が答弁しているが、内容の充実とはどのようなものかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、18年度には大道芸などの演出により、それなりの評価をいただいたと考えている。19年度には、それらの経験を生かし、特に土曜・日曜を活用しての夜の楽しみ方、水上ステージ等を利用して、市民が祭り自体に参加できるようなもの、子供たちにも喜んでもらえるような光の演出。それに、駐車場に入るまでの彩りなどを考えている。また、入園者に対して、市内商店街の割引券などを提供するなど、町全体で歓迎するような仕組みを考えていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、見込みでは、平成19年度の有料入園者数が倍増しているが、この根拠は何かとの質疑がなされ、商工観光課長からは、平成16年から18年までは、あやめの開花状況とさくらんぼのできが必ずしもよくなかったことから、旅行のキャンセルや見合わせが出たという状況にあった。しかし、あやめの栽培技術も

+

ある程度よいところまで持ってきたこと、旅行会社と良好な関係を築いていることなど、花回廊キャンペーンで、首都圏に対して置賜をPRする機会があったことなどから、平成15年のにぎわいを目標にしたいと考えている。平成15年と18年では、旅行会社の大型バスが300台程度減少しているが、これを取り戻すことができれば、おおよそ1万2,000人の増が見込める。さらに、6月10日の開園日から料金徴収ができる体制をとれば、4,000から5,000人くらいの増が見込める。そのほか、キャンペーンによる個人のお客様の増も見込んで、総体として2万人くらいの増加を見込んだという答弁を受けたところであります。

また、委員からは、一般常識で考えれば、入園料を上げて入園者数も上がるとは考えられないのではないかと質疑がなされ、商工観光課長からは、確かに厳しいかなと感じている部分もあるが、特に、首都圏の人たちにとって、長井のあやめを見たいということであれば、金額的な部分は大きな要素にはならず、長井はいいところだ、あやめ公園もいい、町の中もいいところだというような印象を与えることが、大きな、かつ、必要な要素ではないかと感じているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、将来的に、あやめ公園の管理運営を観光協会に委託するという考えはあるのか。また、あやめ公園入園料を外部の人にだけ負担してもらうのではなく、市民の皆様にも負担をしていただくということを検討することについて質疑がなされ、商工観光課長からは、将来的に、観光協会に対する委託は大いにあり得ると思う。ただし、現時点では、観光協会と市役所の担当者レベルなどお互いに気持ちを合わせて、一緒になって取り組んでいくという体制をきちっととることが必要であると考えている。また、市民皆様からも入園料をご負担いただくというのは、近い将来の課題であろうと

考えるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、値上げ案については考えさせられるところもあるが、祭りの内容充実や町の商店街の方々との協力により、お客様に喜んでいただけるようなものにしたいということであるので、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、このたびの値上げ案についての根拠は非常に薄く、観光客の動向や環境周辺整備の方向が見えない。料金改定に当たっては、もう少ししっかりした計画のもとに行うべきであり、本案に反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び和牛貸付条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、長期間、本条例に基づく乳牛及び和牛の貸し付け実績がなく、今後も見込まれないことから、本条例を廃止するために提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長からは、これら二つの条例は、米だけでは農家収益が向上しないということで、畜産を振興して農家所得の向上に寄与するために昭和30年代に制定されたものであるが、その後、自前で牛を購入して飼育するようになったことから、昭和40年代後半まで続いたが、自然消滅的になくなってしまったようだ。現在、農林課では家畜預託事業というほかの事業も展開しており、農業者が自前の牛を望むという傾向が強くなっている状況もあり、今後も貸し付け希望者は見込めないということから、廃止するため提案したものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 「残業代ゼロ制度」に反

対し、導入方針の撤回を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、厚生労働省は、一部労働者の残業代をゼロにするという制度の創設を盛り込んだ法案を提出する方針を固めていたが、世論の反対が強いために断念したと言われている。この制度導入は、労働者は時間に縛られずに本人の裁量で自由に自主的に働くことができ、家族と触れ合う時間もふえるという理由が挙げられているが、各種の世論調査では、かえって長時間労働が助長されるとか、労働者の健康が損なわれるなどという指摘が出されている。

よって、雇用状態が不安定な中で、長時間労働やサービス残業を余儀なくされている状況をなくし、現行法の労働時間を厳守することが先決で、この残業代ゼロ制度の導入には反対するので、導入方針の撤回について内閣総理大臣などに意見書を提出していただきたいというものであります。

審査に当たっては、詳細な内容をお聞きするために商工観光課長にも出席を求めたところがあります。

質疑に入り、委員から、会社によってはサービス残業というものがあるらしいが、長井市の状況はどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、長井市に限ったことではないが、最近の状況を見ると、時間外がふえている業種も出てきている。その場合に、必ずしも十分な形での支払いがなされていない状況もあるのではないかと思われる。そういうところについては、労働基準監督署でいろいろと指摘している状況でもあり、ないとは言えないだろうと感じているとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。なお、後刻意見書を

提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第5号 すべてのひとのワークルール確立を目指す請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子浩氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、山形県でも経済的格差が問題となっており、社会の安定と地域の将来に不安を感じざるを得ない。よって、すべての働く人たちが誇りを持って働き、将来に希望が持てる社会をつくるため、働けば十分生活できるよう最低賃金制度を拡充するとともに、パートタイマーなどの均等待遇を拡充すること等の意見書を衆議院議長などに提出していただきたいというものであります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。なお、これにつきましても、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第17、議案第23号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の設定についてから、日程第21、議案第36号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第17、議案第23号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第23号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に日程第18、議案第30号 長井市農村地域活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第30号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第31号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第35号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第35号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第36号 長井市下水道

条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第36号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第37号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので発言を許可します。

議席番号1番、我妻 昇議員。

(1番我妻 昇議員登壇)

○1番 我妻 昇議員 私は、議案第37号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に反対の考えから討論を行います。

皆さんご承知のとおり、私たちのあやめ公園は、学術的に大変貴重である長井古種を有し、500種100万本の色とりどりのあやめが咲き乱れる全国に唯一無二の自慢の公園であり、かつては観光地として山形県1位の称号もいただいた私たちの誇りでもあります。

しかしながら、年々観光客が激減し、18年度の入園者数は4万5,000人にまで落ち込みました。そのうち、長井市民の入園者を差し引いた純粋な観光客数は2万9,000人で、初めて3万人を割ってしまいました。

このような現状を打開すべく、観光協会を初めとして、大勢の市民や各種団体の方々が、それぞれの分野で自発的におもてなしの事業をしていただきました。その結果、少しずつではあるものの、明るい兆しが見えてきたように思います。

そのような状況の中、今回提案されております議案は、現在の入園料520円を大幅に値上げし、700円とするための条例改正であります。

収入を上げ、それをもとにして公園整備をしたいという気持ちはよく理解できますし、実現できれば最高だと私も思います。

しかし、18年度は4万5,000人の入園者数しかいなかったのに、なぜ19年度は6万9,000人も見込めるのでしょうか。18年度は1,300万円の収入しかなかったのに、なぜ来年度、19年度は2,700万円もの収入が見込めるのでしょうか。値上げしてお客様がふえるとは、私には考えることができません。

市長は、観光には目標設定が必要だとおっしゃいましたが、余りにも付加し過ぎ、余りにも過大な目標であると思います。それでなくても、昨年度、17年度は900万円の見込み違い、今年度、18年度もまた900万円の見込み違いをしているではありませんか。

開花がおくれたとか、さくらんぼの時期とずれたとか理由があるようですが、暖冬のことし、開花が早まったとしても、さくらんぼだって同じく早まるのではないのでしょうか。花回廊のキャンペーンが盛り上がるであろうと考えているようですが、南陽のバラ公園も飯豊のゆり園も、川西のダリヤ園も、19年度は微増を見込んでいます。大幅な増客、増収を見込んでいるのは、長井市だけなのであります。

私が言いたいのは、入園料を700円にすることで、あやめ公園の評判が悪くなり、せっかくこれまで努力してきたものが台なしになってしまうのではないかということです。ほとんど咲いていない状態にもかかわらず、有料にした年がありました。少しでもお客様から喜んでもらおうと、ワンカップのお酒を振る舞いました。大変喜ばれました。大道芸人を毎週末呼んで、園内をにぎやかにしました。市民はもちろん、お客様からも喜んでいただきました。

また、花摘み娘を起用すると、そのかわいらしさに、お客様から大変な評判をいただきました。みんなでごみ拾いもしました。ペンキの塗

り直しもしました。これらの活動は、みんな市民や観光協会の努力でやってきたことなのです。市の財政をほとんど痛めることなく、市民の善意で、あやめを愛する気持ちで行ってきたおもてなしの事業なのです。

どうかこの気持ちをむだにしないでください。明るい兆しを閉ざさないでください。

予算特別委員会では、開花の状況で段階的に入園料を設定する意見が出されましたし、常任委員会では、無料である市民からも協力金をもらってはどうかという議論もされております。

ことし19年度は、それらの意見などをもとに、深く深く議論を積み重ね、同時に増客、増収につながる手だてを綿密に企て、20年度を迎えるべきではないでしょうか。目標を持つならば、観光による経済効果を多方面から把握し、それらをしっかりと精査した結果として、次の年の目標を設定すべきではありませんか。

この3月議会で決定し、6月から適用するというのは、余りにも性急なやり方です。私は、納得できるものではなく、後世に汚点を残すであろうこの議案第37号に反対するものであります。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第37号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第37号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び長井市和牛貸付条例を廃止する条例の設定についてから、日程第25、請願第5号 すべてのひとのワークルール確立を目指す請願

までの3件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第23、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び長井市和牛貸付条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、請願第4号 「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

+ ○大沼 久議長 起立多数であります。よって、請願第4号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第25、請願第5号 すべてのひとのワークルール確立を目指す請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、請願第5号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会報告

○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第1号平成19年度長井市一般会計予算を初め、特別会計予算10件、水道事業会計予算1件の合計12議案について、審査いたしました経過と結果について、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る3月14日、15日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号 平成19年度長井市物品調達特別